

# 監査報告書

平成27年5月15日

社会福祉法人日本ヘレンケラー財団  
理事長 西川佳夫 様

監事〔氏名 森尾隆一 印〕

監事〔氏名 岡本佳久 印〕

社会福祉法第40条及び社会福祉法人日本ヘレンケラー財団定款第11条に基づき、平成26年度における監事監査を下記のとおり実施したところ、次のとおりであったため報告します。なお、指摘事項については、早急に改善してください。【改善期日 平成27年5月29日】

## 記

1. 実施日時 平成27年5月15日(金) 午時9時から午後1時まで
2. 実施場所 名称 社会福祉法人日本ヘレンケラー財団 アテナ平和 会議室  
所在地 大阪市阿倍野区美章園3丁目7番2号
3. 立会人等 西川佳夫 植田辰彦 熊崎秀男 大西孝亮 永野信夫 中川 博  
山本 卓 松岡 徹 山田洋一 五百蔵敏之 三宅裕子 田村かおる
4. 監査結果 次のとおり

事 項	意 見	指摘事項	備 考
理事の業務執行状況	適正である		
法人の財産管理状況	適正である		
法人及び施設の業務執行状況	適正である		
法人及び施設の会計状況	適正である		
その他の状況	適正である		
総 括		認 定 ・ 不 認 定	

## 【記載上の注意事項】

1. 意見欄は「適正である」「概ね適正である」「一部改善を要する」等の意見を記入してください。
  2. 不認定の場合監事は、次のことを行ってください。
    - ① 理事長に対して改善を求める。
    - ② 理事会・評議員会の開催による改善を求める。
    - ③ 大阪府等、所轄庁への報告を行う。
  3. 監事監査報告書は、所轄庁宛と理事長宛それぞれ原本を一部ずつ作成してください。
- ※ 氏名は自署又は記名押印してください。

## 監 事 監 査 項 目

調査結果 A・・・適正  
B・・・要改善  
C・・・即改善  
(該当欄に○印)

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
I 組織運営					
1. 定款	①定款準則に準拠していること。	○			
	②定款の変更が所定の手続きを経て行われていること。	○			
2. 役員					
(1)定数・現員	①定数は、事業規模等の実績に即したものであること。	○			
	②欠員が生じていないこと。	○			
	③役員名簿が整備されていること。	○			
(2)選任・任期	①役員を選任手続きが、定款の定めに従い行われていること。	○			
	②選任関係書類が整備されていること。	○			
	③役員任期が明確になっていること。なお、補欠の役員任期は、前任者の残任期間であること。	○			
	④任期の切れている役員がいないこと。	○			
	⑤評議員会を設ける場合には、理事や監事の選任も評議員会において行うことが適当なこと。	○			
(3)適格性	①欠格事由を有する者、成年被後見人及び被保佐人及び禁錮以上の刑に処され、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者が選任されていることは適当でないこと。	○			
	②関係行政庁の職員が法人の役員となっていることは適当でないこと。ただし、社会福祉協議会にあっては役員総数の5分の1までは差し支えないこと。	○			
	③実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。	○			
	④地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、役員として参加していることは適当でないこと。	○			
(4)報酬等	①役員に報酬等が支給されている場合は、定款の定めに従い必要な事項を理事会の議決により定め支給していること。	○			

項目	監査事項	監査結果			内容
		A	B	C	
3. 理事	(1)定款	○			
	(2)適格性				
(3)代表者	①定款は、6名以上で確定数であること。	○			
	①各理事と親族等の特殊の関係のある者が制限数を超えて選任されてはならないこと。	○			
	②当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関係する業務を行うものが3分の1を超えてはならないこと。	○			
	③社会福祉事業について、学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が1名以上参加していること。	○			
	④当該法人の経営する社会福祉施設の長等が1名以上参加していること。ただし、評議員会未設置の法人にあっては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。	○			
	①理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、その旨を定款に明記していること。また登記されていること。	○			
4. 監事	②理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。	○			
	①理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任していないこと。	○			
	②1人は、社会福祉法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る物であること。また、残りの1人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。	○			
	③他の役員と親族等の特殊の関係がある者でないこと。	○			
	④当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。	○			
	⑤理事の業務執行の状況、法人の財産の状況特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書について十分な監査が行われていること。	○			
	⑥監査を行った場合には、監査報告書が作成され、理事会、評議員会及び所轄庁に報告し、法人において保存されていること。	○			



項目	監査事項	監査結果			内容
		A	B	C	
Ⅱ事業					
1. 事業一般	①定款に記載されている事業が行われていること。	○			
	②定款に記載されていない事業を行っていないこと。	○			
2. 社会福祉事業					
(1)運営状況	①関係法令・通知による設置及び運営の基準に即して、適正に経営されていること。	○			
	②社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されていること。	○			
	③関係機関との連絡が十分になされ、地域社会との協調が図られていること。	○			
(2)事務手続	①事業の開始、変更及び廃止等に係る所要手続きが遅滞なく行われていること。	○			
3. 公益事業					
	①当該法人の行う社会福祉事業の付随的意味を持ち、公益性を有するものであること。	○			
	②事業は、社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。	○			
	③会計が、社会福祉事業及び収益事業と明確に区分され、特別会計として経理されていること。	○			
Ⅲ管理					
1. 人事管理					
(1)任免関係	①施設長の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。	○			
	②施設長以外の職員の任免にあたっては、理事会の審議を経ていることが望ましいこと。	○			
(2)職務関係	①就業規則、給与規則が設けられていること。	○			
	②職員の処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行われていること。	○			
	③職員の資質向上を図るため、職員研修についての具体的計画が立てられていること。	○			
2. 資産管理					
	①基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産は、明確に区分管理されていること。	○			
	②法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載されていること。また、当該不動産の所有権について登記がなされていること。	○			
	③基本財産を所轄庁の承認を得ずに処分し、貸与し又は担保に供していないこと。	○			
	④社会福祉事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。	○			

項目	監査事項	監査結果			内容
		A	B	C	
3. 会計管理	⑤不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けていること。	○			
	⑥不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていること。	○			
(1) 予算	①予算は、定款の定めに従い適正に編成されていること。	○			
(2) 会計処理	②予算が適正に執行されていること。なお、予算の執行に当たって変更を加えるときは、あらかじめ理事会の同意を得ていること。(評議員会を設けている場合は、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないこと。)	○			
	①経理規程を制定していること。	○			
	②会計責任者が置かれていること。なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部牽制組織が確立されていること。	○			
(3) 債権債務の状況	③現金保管については、保管責任が明確にされていること。	○			
	①法人の借入金、事業運営上の必要によりなされたものであること。	○			
	②借入金は理事会(評議員会)の議決を経て行われていること。	○			
(4) 会計帳簿等の整備状況	③借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合は、法人と寄附予定者との間で書面による贈与契約が締結されており、その寄附が遅滞なく履行されていること。	○			
	①会計帳簿が整備され、証憑書類が保存されていること。	○			
(5) 決算及び財産諸表	①決算手続きは、定款の定めに従い適正に行われていること。	○			
	②決算と予算との間で、大幅に食い違う科目がある場合は、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていること。	○			
	③財産目録、貸借対照表及び収支計算書が整備され、保存されていること。また、事務所等で閲覧に供していること。	○			

項目	監査事項	監査結果			内容
		A	B	C	
(6)その他	①寄附金の受け入れに当たっては、寄附申込書を徴するとともに、寄附金台帳に記載し、理事長名の領収書を発行していること。	○			
	②社会福祉施設の入所者から預かっている金銭は、預り金管理規程に基づき適正に管理がなされていること。	○			
4. その他	①社会福祉施設設備等の管理が十分に行われ、防災対策等が立てられているとともに、その実施体制が確立されていること。	○			
	②法人印及び代表者印については、公印管理規程に基づき管理者が定められ、その管理が適正になされていること。	○			
	③当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。	○			

# 監事監査報告書

社会福祉法人日本ヘレンケラー財団の平成26年度事業

報告書・収支計算書等について、去る5月15日に監査を

実施いたしました結果、法人全体ならびに各拠点区分の

資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表・財産目録・

残高証明等の決算諸表は正確に処理されていたことを報告

致します。

平成27年5月15日

監事

森尾隆一

監事

岡本佳久